

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年9月11日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年10月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和8年9月25日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上氏部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 松の緑地区
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西原地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西梶西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 三十六南地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 白木池地区